

平成21年度 環境部の取組方針

環境部長 勝山 洋は、環境に優しい省資源・循環型社会の実現を目指し、本年度実現すべき緊急かつ重要な環境部の取組事項について、実現に向けた取組方針を提示します。

平成21年6月19日

環境部長 勝山 洋

1 職員の意識改革

①市民サービス向上を目的とした「事務処理マニュアル」の作成

（内容）環境部の各担当職員全員が、自分が担当する事務について、市民サービス向上を目的とした「事務処理マニュアル」を各自1件作成する。担当係長及び課長等はこれらのマニュアルを市民サービス向上につながるかどうかの視点で評価し、それぞれの職員に結果を伝えとともに、必要な助言を行うことで互いの意識改革を行います。

2 業務点検（コンプライアンスの確保を含む）

①各職場における業務改善懇談会の定期開催

（内容）各職場で毎月1回業務改善懇談会を定期的に開催し、関係法令の研修を始め、省エネ対策などを検討する中で、全員が職場の業務改善に参加します。この場合に課長等は、座長となり全員に必ず意見を言わせることで参加意識を高めます。

3 市民からの信頼回復

①市民要望・市民相談への的確な対応及び確実な業務執行

（内容）市民の要望、市民からの相談に対し、要望や相談を受けた者が、いつ、どのように対応したかを記録し、その対応結果を相手（市民）に必ず伝えることで行政不信が起きないように努めます。また、上記1及び2により、職員全員が「公務を執行している」という自覚を持って、担当する業務を、法令を遵守して確実に行います。

4 子どもが元気に育つまち

①環境教育の充実

（内容）地球温暖化対策、自然との共生、3R推進などについて、子どもが親しみやすい環境部のマスコットキャラクターを使用して、小学校・幼稚園・保育園等に担当職員が出前講座を行ったり、環境教育アドバイザーを派遣するなどして、子どもが元気に遊びながら学ぶ環境教育を充実させます。

5 高齢社会への対応方針

①声かけふれあい収集事業の充実
（内容）高齢者のごみ出しの負担を軽減するために、声かけふれあい収集事業の対象者の拡大を検討するとともに、この事業に従事する職員の研修や使用車両などをやりくりして、事業を充実していきます。

6 重要な取組事項

①地球温暖化対策の推進 家庭の省エネ意識の高揚とエコショップ、エコ商店街認定制度の創設
（内容）本市の温室効果ガスの排出量の約4割を占める家庭部門の省エネ意識の高揚を図るため、太陽光発電設備設置の普及の促進、エコワット・エコナビの貸し出しや緑のカーテン、エコライフ鎌倉、環境フォーラムなどの事業を充実します。また、商店・商店街向けの環境マネジメントシステムとして、「エコショップ」・「エコ商店街」認定制度を創設し、普及に努めます。
②ゼロ・ウェイストかまぐらの推進 焼却量の大幅削減に向けた生ごみの資源化
（内容）生ごみを山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設で資源化するため、山崎浄化センター施設全体の整備基本構想等を策定するとともに、生ごみの分別収集手法等の検討を行います。また、地元のご理解をいただくため時機をみて説明会を実施します。
③一般廃棄物処理施設の再編整備 将来的に安定した一般廃棄物処理施設のあり方の検討
（内容）生ごみの資源化を前提とし、老朽化が進む焼却施設をどのように整備していくかについて、逗子市との広域化協議、生活環境整備審議会のご意見を踏まえながら検討し、将来に向かっての方向性を決定します。
④路上喫煙防止の啓発 路上喫煙の防止に関する条例の周知・啓発
（内容）4月1日から規制を開始した路上喫煙について、路上喫煙禁止区域における路上喫煙防止指導員の定時巡回等により、観光客も含めて広く周知を図るとともに、禁止区域外においても路上喫煙を控えていただくよう機会をとらえて条例の趣旨を周知していきます。